

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の解除に伴う表示に関する登記事務等の取扱いについて

本月14日、静岡県が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の指定区域から除外されました。

つきましては、当局における表示登記の申請の処理並びに筆界特定手続、登記所備付地図作成作業及び表題部所有者不明土地の解消作業の実施については、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を徹底するとともに、必要な感染症対策を十分に講じた上で、実地調査を含めて処理を再開しますので、お知らせします。

なお、実地調査等において、感染への不安があり立会いを見合わせたい等の御事情がある場合には、可能な限り柔軟に対応させていただきます。

御理解の上、御協力をお願いします。

令和2年5月19日

静岡地方法務局